

岐阜県公報

目次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	ページ 一
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	一四

人事委員会規則

号外 (4) 平成二十二年十一月三十日

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十六号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第四項に次の一号を加える。

五 前項各号に定める日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に調整対象職員（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等（平成二十二年岐阜県条例第五十号）附則第二項第一号に規定する調整対象職員をいう。次条第四項第三号において同じ。）であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等（平成二十二年改正条例）（平成二十二年岐阜県条例第五十号。以下この項において「平成二十二年改正条例」という。）の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十二年改正条例第七条の規定による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改

正する条例(平成十八年岐阜県条例第六号)附則第七項の規定によるものとした
場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第四十四条第五項第一号、第二号及び第三号中「前項第四号」の下に「又は第五号」
を加える。

第四十四条の二第四項に次の一号を加える。

三 条例第二十條の四第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成二十二年四
月一日から同年十一月三十日までの間にある職員(その日に調整対象職員であつ
た者に限る。)前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する
条例(平成二十二年岐阜県条例第五十号。以下この項において「平成二十二年改
正条例」という。)の施行の日における平成二十二年改正条例第一條の規定による
改正後の条例の規定及び平成二十二年改正条例第七條の規定による改正後の岐阜
県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例
(平成十八年岐阜県条例第六号)附則第七項の規定によるものとした場合の給料
の月額並びに条例第二十條の四第一項に規定する異動又は公署の移転の日を受け
ていた」とする。

第四十四条の二第五項第一号、第二号及び第三号中「前項第二号」の下に「又は第
三号」を加える。

第五十七條の五第一号イ中「百分の百四十」を「百分の百三十」に、「百分の百八十」
を「百分の百七十」に改め、同号ロ中「百分の百六十」を「百分の百五十」に改め、
同条第一号中「百分の七十」を「百分の六十」に、「百分の九十」を「百分の八十」に
改める。

別表第一小学校及び中学校の項及び特別支援学校の項調整数の欄中「一・五」を「一・
二五」に改める。

別表第一の二行政職給料表の部二級の項中「8,500円」を「8,400円」に改め、同部
六級の項中「11,200円」を「11,100円」に改め、同表公安職給料表の部六級の項中
「11,600円」を「11,500円」に改め、同表教育職給料表(一)の部三級の項中「12,200
円」を「12,100円」に改め、同部四級の項中「13,200円」を「13,100円」に改め、
同表研究職給料表の部四級の項中「11,700円」を「11,600円」に改め、同部五級の項
中「14,600円」を「14,500円」に改め、同表医療職給料表(一)の部四級の項中「9,700
円」を「9,600円」に改め、同部六級の項中「11,300円」を「11,200円」に改め、同

表医療職給料表(一)の部五級の項中「10,400円」を「10,300円」に改める。
別表第六及び別表第六の二を次のように改める。

別表第 6 (第 48 条の 18 関係)

教育職給料表(三)の適用を受ける者

職 員 の 区 分	職 務 の 級 給 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	2	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	3	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	4	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	5	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	6	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	7	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	8	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	10	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	11	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	12	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	14	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	15	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	16	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	18	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	19	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	20	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	22	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	23	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	24	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	26	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	27	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	28	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	29	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	30	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	31	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	32	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	33	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	34	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	35	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	36	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	37	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
	38	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
	39	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
	40	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000

	41	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
	42	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
	43	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
	44	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
	45	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000
	46	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000
	47	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000
	48	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000
	49	3,300	3,800	5,700	6,300	8,000
	50	3,300	3,800	5,700	6,300	
	51	3,300	3,800	5,700	6,300	
	52	3,300	3,800	5,700	6,300	
	53	3,400	4,100	5,800	6,400	
	54	3,400	4,100	5,800	6,400	
	55	3,400	4,100	5,800	6,400	
	56	3,400	4,100	5,800	6,400	
	57	3,500	4,300	6,000	6,600	
	58	3,500	4,300	6,000	6,600	
	59	3,500	4,300	6,000	6,600	
	60	3,500	4,300	6,000	6,600	
	61	3,600	4,500	6,100	6,800	
	62	3,600	4,500	6,100	6,800	
	63	3,600	4,500	6,100	6,800	
	64	3,600	4,500	6,100	6,800	
	65	3,700	4,800	6,300	6,900	
	66	3,700	4,800	6,300	6,900	
	67	3,700	4,800	6,300	6,900	
	68	3,700	4,800	6,300	6,900	
	69	3,800	4,900	6,400	7,000	
	70	3,800	4,900	6,400	7,000	
	71	3,800	4,900	6,400	7,000	
	72	3,800	4,900	6,400	7,000	
	73	3,900	5,100	6,500	7,100	
	74	3,900	5,100	6,500	7,100	
	75	3,900	5,100	6,500	7,100	
	76	3,900	5,100	6,500	7,100	
	77	4,000	5,300	6,700	7,200	
	78	4,000	5,300	6,700	7,200	
	79	4,000	5,300	6,700	7,200	
	80	4,000	5,300	6,700	7,200	
	81	4,100	5,400	6,800	7,300	
	82	4,100	5,400	6,800	7,300	
	83	4,100	5,400	6,800	7,300	
	84	4,100	5,400	6,800	7,300	

再任職員以外の職員

85	4,100	5,500	6,900	7,400
86	4,100	5,500	6,900	7,400
87	4,100	5,500	6,900	7,400
88	4,100	5,500	6,900	7,400
89	4,200	5,600	6,900	7,500
90	4,200	5,600	6,900	7,500
91	4,200	5,600	6,900	7,500
92	4,200	5,600	6,900	7,500
93	4,300	5,800	7,000	7,500
94	4,300	5,800	7,000	7,500
95	4,300	5,800	7,000	7,500
96	4,300	5,800	7,000	7,500
97	4,400	5,900	7,200	7,600
98	4,400	5,900	7,200	7,600
99	4,400	5,900	7,200	7,600
100	4,400	5,900	7,200	7,600
101	4,400	6,100	7,200	7,700
102	4,400	6,100	7,200	7,700
103	4,400	6,100	7,200	7,700
104	4,400	6,100	7,200	7,700
105	4,500	6,200	7,200	7,800
106	4,500	6,200	7,200	
107	4,500	6,200	7,200	
108	4,500	6,200	7,200	
109	4,500	6,300	7,300	
110	4,500	6,300		
111	4,500	6,300		
112	4,500	6,300		
113	4,600	6,400		
114	4,600	6,400		
115	4,600	6,400		
116	4,600	6,400		
117	4,700	6,500		
118	4,700	6,500		
119	4,700	6,500		
120	4,700	6,500		
121	4,700	6,600		
122	4,700	6,600		
123	4,700	6,600		
124	4,700	6,600		
125	4,800	6,700		
126		6,700		
127		6,700		
128		6,700		

	129		6,800			
	130		6,800			
	131		6,800			
	132		6,800			
	133		6,900			
	134		6,900			
	135		6,900			
	136		6,900			
	137		6,900			
	138		6,900			
	139		6,900			
	140		6,900			
	141		6,900			
	142		6,900			
	143		6,900			
	144		6,900			
	145		7,000			
	146		7,000			
	147		7,000			
	148		7,000			
	149		7,100			
再 任 職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第 6 の 2 (第 48 条の 18 関係)

教育職給料表(二)の適用を受ける者

職員 の区 分	職務 の級 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	2	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	3	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	4	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	6	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	7	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	8	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	10	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	11	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	12	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	14	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	15	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	16	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	18	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	19	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	20	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	22	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	23	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	24	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	26	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	27	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	28	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	30	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	31	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	32	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	34	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	35	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	36	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	37	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	38	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	39	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	40	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000

	41	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
	42	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
	43	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
	44	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
	45	3,200	4,300	5,600	6,800	8,000
	46	3,200	4,300	5,600	6,800	8,000
	47	3,200	4,300	5,600	6,800	8,000
	48	3,200	4,300	5,600	6,800	8,000
	49	3,300	4,500	5,700	6,900	8,000
	50	3,300	4,500	5,700	6,900	
	51	3,300	4,500	5,700	6,900	
	52	3,300	4,500	5,700	6,900	
	53	3,400	4,800	5,800	7,000	
	54	3,400	4,800	5,800	7,000	
	55	3,400	4,800	5,800	7,000	
	56	3,400	4,800	5,800	7,000	
	57	3,500	4,900	6,000	7,100	
	58	3,500	4,900	6,000	7,100	
	59	3,500	4,900	6,000	7,100	
	60	3,500	4,900	6,000	7,100	
	61	3,600	5,100	6,100	7,200	
	62	3,600	5,100	6,100	7,200	
	63	3,600	5,100	6,100	7,200	
	64	3,600	5,100	6,100	7,200	
	65	3,700	5,300	6,300	7,300	
	66	3,700	5,300	6,300	7,300	
	67	3,700	5,300	6,300	7,300	
	68	3,700	5,300	6,300	7,300	
	69	3,800	5,400	6,400	7,400	
	70	3,800	5,400	6,400	7,400	
	71	3,800	5,400	6,400	7,400	
	72	3,800	5,400	6,400	7,400	
	73	3,900	5,500	6,500	7,500	
再任	74	3,900	5,500	6,500	7,500	
用職	75	3,900	5,500	6,500	7,500	
員以	76	3,900	5,500	6,500	7,500	
外の	77	4,000	5,600	6,700	7,500	
職員	78	4,000	5,600	6,700	7,500	
	79	4,000	5,600	6,700	7,500	
	80	4,000	5,600	6,700	7,500	
	81	4,100	5,800	6,800	7,600	
	82	4,100	5,800	6,800	7,600	
	83	4,100	5,800	6,800	7,600	
	84	4,100	5,800	6,800	7,600	

85	4,100	5,900	6,900	7,700
86	4,100	5,900	6,900	7,700
87	4,100	5,900	6,900	7,700
88	4,100	5,900	6,900	7,700
89	4,200	6,100	6,900	7,800
90	4,200	6,100	6,900	
91	4,200	6,100	6,900	
92	4,200	6,100	6,900	
93	4,300	6,200	7,000	
94	4,300	6,200	7,000	
95	4,300	6,200	7,000	
96	4,300	6,200	7,000	
97	4,400	6,300	7,200	
98	4,400	6,300	7,200	
99	4,400	6,300	7,200	
100	4,400	6,300	7,200	
101	4,400	6,400	7,200	
102	4,400	6,400	7,200	
103	4,400	6,400	7,200	
104	4,400	6,400	7,200	
105	4,500	6,500	7,200	
106	4,500	6,500	7,200	
107	4,500	6,500	7,200	
108	4,500	6,500	7,200	
109	4,500	6,600	7,300	
110	4,500	6,600		
111	4,500	6,600		
112	4,500	6,600		
113	4,600	6,700		
114	4,600	6,700		
115	4,600	6,700		
116	4,600	6,700		
117	4,700	6,800		
118	4,700	6,800		
119	4,700	6,800		
120	4,700	6,800		
121	4,700	6,900		
122	4,700	6,900		
123	4,700	6,900		
124	4,700	6,900		
125	4,800	6,900		
126	4,800	6,900		
127	4,800	6,900		
128	4,800	6,900		

	129	4,900	6,900			
	130	4,900	6,900			
	131	4,900	6,900			
	132	4,900	6,900			
	133	4,900	7,000			
	134	4,900	7,000			
	135	4,900	7,000			
	136	4,900	7,000			
	137	4,900	7,100			
	138	4,900	7,100			
	139	4,900	7,100			
	140	4,900	7,100			
	141	5,000	7,100			
	142	5,000				
	143	5,000				
	144	5,000				
	145	5,100				
	146	5,100				
	147	5,100				
	148	5,100				
	149	5,100				
	150	5,100				
	151	5,100				
	152	5,100				
	153	5,100				
再任用職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

第二条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第五十七条の五第一号イ中「百分の百三十」を「百分の百三十五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改め、同号ロ中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改め、同条第二号中「百分の六十」を「百分の六十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第一条中岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則別表第一、別表第六及び別表第六の二の改正規定は平成二十三年一月一日から、第二条の規定は平成二十三年四月一日から施行する。

(定義)

2 この項から第八項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 条例 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年岐阜県条例第二十九号)をいう。

二 一部改正条例 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年岐阜県条例第五十号)をいう。

三 調整対象職員 一部改正条例附則第二項第一号に規定する調整対象職員をいう。

四 基準日 平成二十二年十二月一日(同月に支給する期末手当について一部改正条例第一条の規定による改正後の条例第二十三条第一項後段又は第二十八条第六項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)をいう。

(調整対象職員となつた者の一部改正条例附則第二項第一号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

3 一部改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成二十二年四月一日から基準日までの期間の全期間が職員(条例第二十七条に規定する職員を除く。以下同じ。)として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

一 特定独立行政法人の職員

二 特別職に属する県の職員(非常勤である者を除く。)

三 国家公務員又は職員以外の地方公務員

四 特定一般地方独立行政法人等職員

五 退職派遣者

4 一部改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定める日は、平成二十二年四月二日(同日から基準日までの期間において新たに職員となつた日)当該期間において、職員が人事交流等により引き続き前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。)がある場合は当該日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から基準日までの期間における調整対象職員となつた日のうち最も早い日とする。

5 一部改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成二十二年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き第三項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。)

二 休職期間(休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、専従休職期間(専従休職にされていた期間をいう。)、育児休業期間(育児休業をしていた期間をいう。)、育児短時間勤務等期間(育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をしていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(大学院修学休業をしていた期間をいう。))又は無給派遣期間(無給派遣職員であつた期間をいう。)

三 停職期間(停職にされていた期間をいう。)

四 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第二項の規定により給与を減額された期間、条例第十三条の規定により給与を減額された期間(条例第四十七条第一項の規定による承認若しくは同条第二項の規定による許可を得て勤務しなかつたことにより給与を減額された期間に限る。))又は岐阜県職員の修学部分休業に関する条例(平成十八年岐阜県条例第九号)第三条の規定により

給与を減額された期間

- 五 条例第十三条の規定により給与を減額された期間（前号に該当する期間を除く。）
- 六 調整対象職員以外の職員であった期間
- 6 一部改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定める月数は、平成二十二年四月から同年十一月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。
 - 一 前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間のある月
 - 二 前項第三号又は第五号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額が一部改正条例附則第二項第一号に規定する合計額に百分の〇・二三を乗じて得た額（第八項において「附則第二項第一号基礎額」といふ。）に満たないもの
- 7 一部改正条例附則第二項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員（一部改正条例附則第二項第二号の人事委員会規則で定める者は、平成二十二年六月一日において調整対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第三項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。）
- 8 附則第二項第一号基礎額又は一部改正条例附則第二項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - （雑則）
- 9 第三項から前項までに定めるもののほか、平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
- （岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 10 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成十八年岐阜県人事委員会規則第七号）を次のように改正する。
 - 附則第七項に次の一号を加える。
 - 八 切替日以降に平成十八年改正条例附則第七項の規定による給料を支給される職員でなくなつた職員
 - 附則第八項第一号中「ものにあつては、」を「ものにあつては、」に、「百分の九十九・八四」を「百分の九十九・六七」に、「その」を「とし、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）又は岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第

五条第一項第二号に規定する給料表の適用を受ける者（以下「医療職給料表（一）等適用職員」といふ。）（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて切替日の前日に当該異動があつたものとした場合に基準日において医療職給料表（一）等適用職員である者となるものを除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの「額」を「額とする。」に改め、同項第二号中「者にあつては、」を「者にあつては、」に、「百分の九十九・八四」を「百分の九十九・六七」に、「その」を「とし、基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける職員である者（基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける職員である者を除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの「額」を「額とする。」に改め、同項第四号イ中「あつては、」を「あつては、」に、「百分の九十九・八四」を「百分の九十九・六七」に、「その」を「とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表（一）等適用職員である者を除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの「額」に改め、同号ロ中「あつては、」を「あつては、」に、「百分の九十九・八四」を「百分の九十九・六七」に、「その額」を「基準日において減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表（一）等適用職員である者を除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの「額」に改め、同項第五号中「百分の九十九・八四」を「百分の九十九・六七」に改め、同項第七号及び第八号中「あつては、」を「あつては、」に、「百分の九十九・八四」を「百分の九十九・六七」に、「その額」に「円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」と、「その額」を「基準日において減額改定対象職員以外の職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの額に「円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」と、「その額」に「円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」と、「その額」に「円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」の「を」を「基準日において減額改定対象職員以外の職員である者にあつては当該教職調整額に相当する額に

百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。()の「」に改める。

附則第十項中「百分の九十九・八四」を「百分の九十九・六七」に、「その額」を「これらの者以外の者(基準日において医療職給料表(一)等適用職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において医療職給料表(一)等適用職員である者となることとなるものを除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの額」に改める。

11 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成十九年岐阜県人事委員会規則第五号)を次のように改正する。

附則第三項第一号中「同日にその者が受けていた管理職手当(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年岐阜県条例第六十九号)の施行の日(以下「基準日」という。)において同条例附則第二項第一号に規定する減額改定対象職員(以下「減額改定対象職員」という。)である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八四を乗じて得た額)及び農林漁業普及指導手当(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該農林漁業普及指導手当の額に百分の九十九・八四を乗じて得た額)の月額の合計額」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額

ロ 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年岐阜県条例第六十九号)の施行の日において同条例附則第二項第一号に規定する減額改定対象職員である者(以下「減額改定対象職員」という。) 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額に百分の九十九・六七を乗じて得た額の合計額

ハ イ及びロに掲げる職員以外の職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額に百分の九十九・八三を乗じて得た額及び同日にその者が受けていた農林漁業普及指導手当の額に百分の九十九・八三を乗じて得た額の合計額

附則第三項第二号中「同日に旧支給割合(次の表の上欄に掲げる当該職員に適用される新規別表第一の三の区分欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる旧規則第

二十四条の規定による管理職手当の支給割合に相当する支給割合をいう。第四号において同じ。)を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八四を乗じて得た額)及び農林漁業普及指導手当(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該農林漁業普及指導手当の額に百分の九十九・八四を乗じて得た額)の月額の合計額」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員 施行日の前日に旧支給割合(次の表の上欄に掲げる当該職員に適用される新規別表第一の三の区分欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる旧規則第二十四条の規定による管理職手当の支給割合に相当する支給割合をいう。第四号において同じ。)を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額(ロ及びハにおいて「下位区分仮定額」という。)

ロ 減額改定対象職員 下位区分仮定額に百分の九十九・六七を乗じて得た額及び施行日の前日にその者が受けていた農林漁業普及指導手当の額に百分の九十九・六七を乗じて得た額の合計額

ハ イ及びロに掲げる職員以外の職員 下位区分仮定額に百分の九十九・八三を乗じて得た額及び施行日の前日にその者が受けていた農林漁業普及指導手当の額に百分の九十九・八三を乗じて得た額の合計額

附則第三項第三号中「同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八四を乗じて得た額)及び農林漁業普及指導手当(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該農林漁業普及指導手当の額に百分の九十九・八四を乗じて得た額)の月額の合計額」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額(ロ及びハにおいて「降格後相当区分仮定額」という。)

ロ 減額改定対象職員 降格後相当区分仮定額に百分の九十九・六七を乗じて得た額及び施行日の前日にその者が受けていた農林漁業普及指導手当の額に百分の九十九・六七を乗じて得た額の合計額

八 イ及びロに掲げる職員以外の職員 降格後相区分仮定額に百分の九十九・八三を乗じて得た額及び施行日の前日にその者が受けていた農林漁業普及指導手当の額に百分の九十九・八三を乗じて得た額の合計額

附則第三項第四号中「同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当（基準日において減額改定対象職員である者）及び農林漁業普及指導手当（基準日において減額改定対象職員である者）及び農林漁業普及指導手当（基準日において減額改定対象職員である者）にあつては、当該農林漁業普及指導手当の額に百分の九十九・八四を乗じて得た額」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（ロ及びハにおいて「降格後下位区分仮定額」という。）

ロ 減額改定対象職員 降格後下位区分仮定額に百分の九十九・六七を乗じて得た額及び施行日の前日にその者が受けていた農林漁業普及指導手当の額に百分の九十九・六七を乗じて得た額の合計額

ハ イ及びロに掲げる職員以外の職員 降格後下位区分仮定額に百分の九十九・八三を乗じて得た額及び施行日の前日にその者が受けていた農林漁業普及指導手当の額に百分の九十九・八三を乗じて得た額の合計額

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十七号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第七八の表中

50	50	51	51	52	52	53	53	53	54	54	54	55
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

平成二十二年十一月三十日発行

発行所 岐阜市数田南一丁目一番一 岐阜県庁

55	55	56	56	56	57	57	57	57	57	57	57	57	58	58	58	58	58	58	59	59	59	59	59	59	
60	を	49	50	50	50	51	51	51	51	51	51	51	52	52	52	52	52	52	53	53	53	53	53	54	54
54	55	55	55	55	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56

別表第七八の表中

74	75	76	77	77	78	78	78	79	79	80	80	80	81	81
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

81	82	82	83	83	83	84	84	84	85	85	85	85	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86
86	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87
80	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81
85	85	85	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。